



SMTB 厚生年金基金ニュース

(平成24年11月12日)

三井住友信託銀行 年金コンサルティング部

厚生労働省試案に基づく最低責任準備金の計算 方法見直し等による影響額の試算について

平成24年11月2日に開催された「社会保障審議会 年金部会 厚生年金基金に関する専門委員会」において、厚生年金基金制度見直しにかかる厚生労働省試案が公表されました。

この試案には代行部分の債務である「最低責任準備金」の計算方法の見直しや、特例解散制度の見直しによる厚生年金本体への納付総額への特例措置が含まれております。弊社では、この見直し等による影響額を一定の条件に基づき概算いたしましたので、ご案内させていただきます。

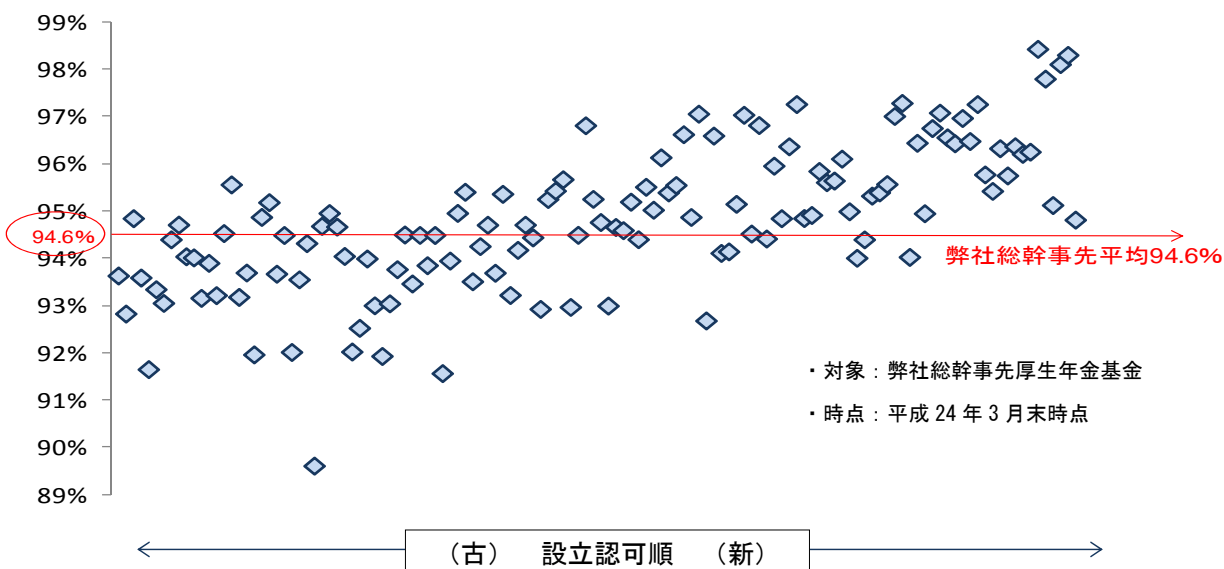
【ご留意事項】「試案」は厚生労働省が議論のたたき台としてとりまとめたものであり、決定事項ではありません。引続き、追加情報を入手次第、ご案内させていただきます。

最低責任準備金の計算方法の見直し

1. 「期ずれ」の調整

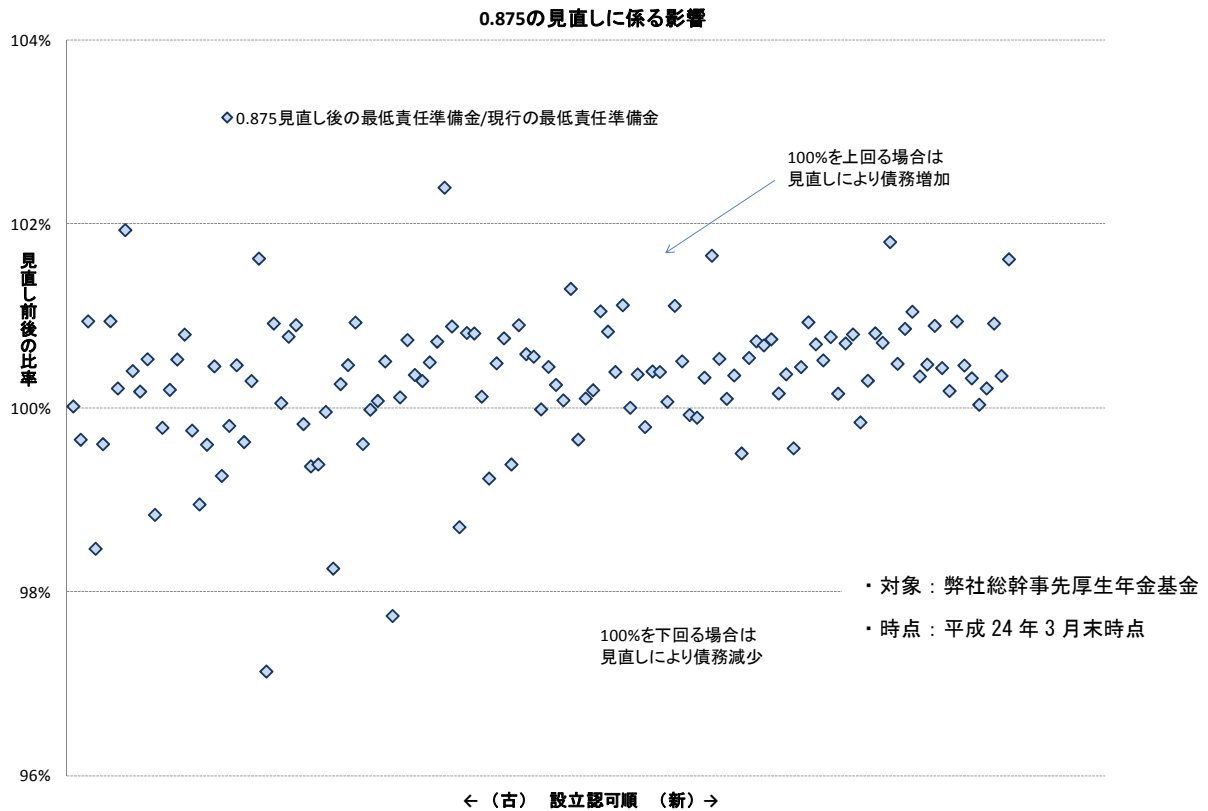
最低責任準備金の計算に用いる厚生年金本体の実績運用利回りについて「期ずれ」を調整。

⇒期ずれの調整による債務への影響は時点により異なるが、平成24年3月末時点では概ね5%程度、最低責任準備金が減少する。なお、期ずれの調整による影響は主に、平成11年9月末時点（転がし計算開始時点）と平成24年3月末時点の最低責任準備金の大小関係により変化する。



2. 代行給付費の計算に用いる係数（0.875）の見直し

- ・ 係数：一律 0.875
⇒ 受給者の年齢により 3 区分（65 歳未満：0.69、65 歳以上 75 歳未満：0.96、75 歳以上：1.0）
- ・ 平成17年4月以降に遡及して適用。



⇒年齢による係数の導入により、受給権者の年齢分布に影響を受けるため、基金毎に最低責任準備金に対する影響が異なってきます。65 歳以上の受給権者が比較的多い「設立の古い基金」は減少傾向、65 歳未満の受給権者が比較的多い「設立の新しい基金」は増加傾向となります。

しかしながら、全体として増加する基金が多いことは厚生労働省試案の資料に見られる傾向と異なっており、今後、原因等、詳細を調査・分析することといたします。

特例解散制度の見直しに係る負担上限額を超える額

特例解散制度の見直しのうち「(B案)納付額の特例」では、事業主の負担上限額が以下のとおりとされており、

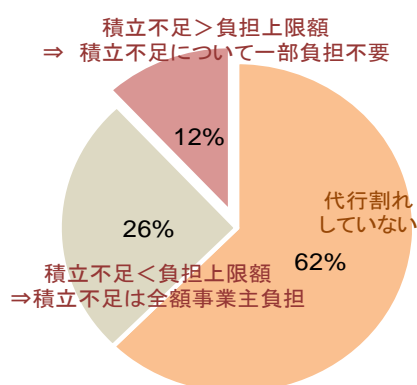
$$\text{負担上限額} = \text{給与総額} \times 2.4\% \times \alpha \text{年} \times 12 \text{ヶ月}$$

この負担上限額までは事業主負担となる一方、積立不足が負担上限額を超える額は厚生年金本体の負担となります。以下では、モラルハザード防止措置(*)や適用条件を考慮せず、積立不足が負担上限額を超える額を概算しております。

(*) 保有資産が一定水準(代行部分について、基金全体の平均的なポートフォリオに基づく資産運用を行っていたと仮定して計算した場合の積立金の残高)を下回った部分は負担上限額の対象外。

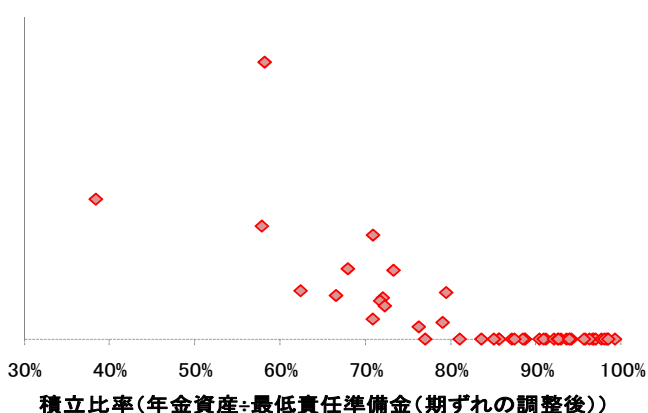
■ $\alpha = 10$ とした場合 (弊社総幹事先厚生年金基金の平成24年3月末時点の積立状況に基づく)

積立状況と負担上限額



負担上限額を超える不足

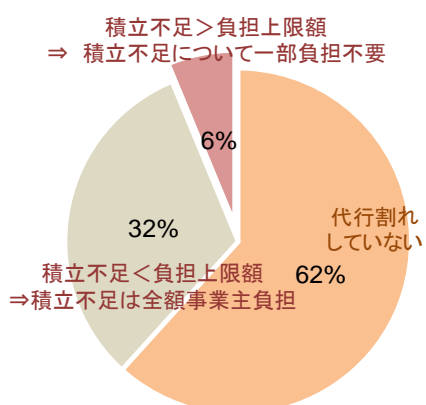
負担上限額超過不足額のイメージ



⇒ 積立不足の一部が免除される可能性があるのは積立水準が概ね80%未満の基金で、全体の約12%。

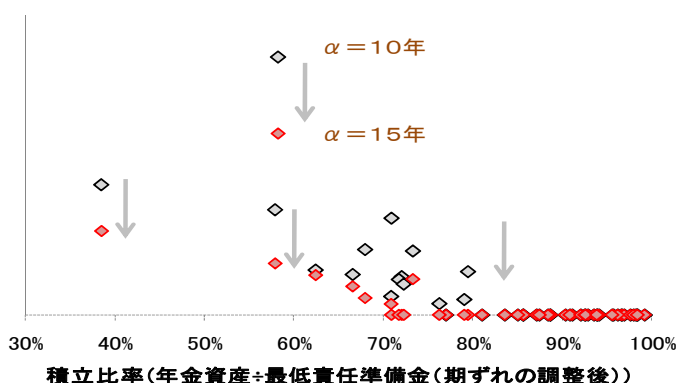
■ $\alpha = 15$ とした場合 (弊社総幹事先厚生年金基金の平成24年3月末時点の積立状況に基づく)

積立状況と負担上限額



負担上限額を超える不足

負担上限額超過不足額のイメージ



⇒ 積立不足の一部が免除される可能性があるのは積立水準が概ね70%未満の基金で、全体の約6%。

以上

本資料の掲載内容は、厚生年金基金に関する情報提供を目的としたものであり取引の勧誘を目的としたものではありません。本資料に記載内容は、作成時点において弊社が信頼できると判断した情報に基づき作成したものであり、その情報の正確性・確実性を保証するものではありません。掲載内容については今後変更となる可能性があります。